

学校感染症登校・就業許可証明書の改訂

— 信濃町地区を除く学生・教職員用 —

Revision of certificate that permits return to campus
after infectious diseases

— For students or faculty and staff members except
Shinanomachi campus —

森 正明* 西村 知泰* 齋藤 圭美*

慶應保健研究, 39(1), 063-069, 2021

要旨：新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）対策として、当保健管理センターから本学の対策本部に、授業のオンライン化や無理をして登校しないような環境づくりなど、いくつかの提言を行い、「感染症登校・就業許可証明書」にCOVID-19対策の記載を加えた改訂版を作成した。授業の大半がオンライン化したことにより、例年と比較して利用頻度は減ったが、COVID-19への対応を含めた登校許可証明書としては概ね良好に機能した。本稿はその内容説明と運用をマニュアルとして解説したものである。教育機関における感染対策の参考になれば幸いである。

keywords：学校感染症対策，登校許可

Infection control in school, Permission of Return to Campus

はじめに

学校において予防すべき感染症（以下、学校感染症）の予防策については文部科学省のガイドラインを日本学校保健会が引き継いで解説を公表¹⁾し、方向性を示しているが、実際に運用するとなると各学校の事情を考慮した調整が必要になる。当時、新型インフルエンザと呼ばれたインフルエンザウイルスA（H1N1）pdm09の流行以前は、主治医が作成した診断書あるいは登校許可証のような文書を参考に、学校医、保健師、養護教諭などが登校許可の判断を行うことが一般的であったが、新型インフルエンザ流行に際して、厚生労働省や文部科学省からの

事務連絡^{2),3)}で治癒証明取得を目的とした医療機関の受診を避けるための解熱後の対応が指示され、本学の登校・就業許可証明書もその対応に合わせた変更⁴⁾を行った。

2020年1月頃より新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）が日本でも広がり始め、本学では2月5日に学内の関連部門が連携し、情報収集・集約を行うとともに、塾生、教職員、受験生等に向けて、感染予防のための注意喚起や、その他必要な措置を決定し、慶應義塾ウェブサイト等において周知を行う⁵⁾ことを目的として、対策本部が設立された。想定外の幸運で終息しない限り、長期化が避けられないことを想

*慶應義塾大学保健管理センター

（著者連絡先）森 正明 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

定し、保健管理センターからは感染対策の観点から対策本部に対して、① 遠隔授業、在宅勤務、式典などの各種行事のオンライン化、② 対面授業では出欠を取らないこと、あるいは出欠を評価に反映させないこと、③ 「感染症登校許可証明書」を活用して、休みやすい環境を整えること、④ 公衆衛生・保健教育を拡充、環境整備などについて提言を行った。それに即して従来の「感染症登校・就業許可証明書」にCOVID-19対策の記載を加えた改訂版を作成した。本稿はその内容説明と運用マニュアルとして解説したものである。

運用の流れ

1. ホームページによる案内

学校感染症に罹患した場合の対応について、保健管理センターのホームページ⁶⁾に案内を掲載し、証明書をダウンロードして使用する流れについては、以前に解説したマニュアル⁴⁾と同様である。

2. 感染症登校許可証明書(信濃町以外の学生用)

図1に信濃町キャンパス以外の学生用感染症登校許可証明書の改訂版を示した。最上段は従来通り氏名などの記載欄で来所する場合は自分で記載する。その下の段の①は改訂前の版ではインフルエンザに罹患した際に、治癒証明を目的とした医療機関での受診を避けるため、登校の目安として感染性が低下するまでの期間が経過したことを自己申告する欄だけであったが、改訂版ではCOVID-19対策として、少しでも疑われるような感冒症状を自覚した際に積極的に登校を控えた学生が不利な扱いを受けないように、登校禁止扱いするための欄と濃厚接触や入国した学生が14日間待機するため登校できなかった際に記載する欄を追加した。「感冒(COVID-19)対策」欄の登校の目安に関して、当初は「解熱した後、48時間以上を経過」として運用を開始したが、味覚・嗅覚障害などの症状だけ

で発熱を伴わないCOVID-19事例がめずらしくないことが知られてきて、発熱はないが、念のため登校を控える事例に関して、発熱がないと解熱もしないので目安に当てはまらないとの意見があり、「発熱なく48時間以上を経過」に修正した。その下の待機者の欄についても当初は感染症名を「濃厚接触者(COVID-19対策)」, 登校の目安を「最後の接触から2週間以上を経過」として、運用を開始し、入国者もこれに該当するものとして扱っていたが、2021年1月に本学のキャンパスの大半が存在する首都圏行政の感染対策担当部署から「積極的疫学調査の重点化」の方針が表明され、濃厚接触者の定義を(1)陽性者の同居家族等、(2)COCOA通知受診者、(3)保健所長が濃厚接触者と認めた者に限定し、それから外れる従来の濃厚接触者は濃厚接触者と定義せず、その対応は所属する組織に任される方向になったため、本学ではそれまでの管理体制を継続する方針への対応を含めて、感染症名を「待機者(COVID-19接触・入国者等)」に、登校の目安を「待機期間(14日間)が終了した」に変更した。

その下の段の②は季節性インフルエンザ以外で頻度が多い学校感染症を取り扱う部分で、主に外部医療機関の医師が記載するための欄であるが、今回の改訂で、眼科系の感染症を1つにまとめて空いた枠を「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」を記載する枠として設けた。

この段の運用については、基本的に外部医療機関の主治医に記載してもらうこと、結核のように登校許可までに時間を要する疾患について、当面の欠席に関する事務手続きのために、義塾の診療所で初診から登校禁止期間の開始日までと、医療機関名と医師名の前半部分を記載して学事などに連絡すること、ウイルス性胃腸炎など臨床診断のみで対応する疾患については義塾の診療所で記載することなどは従来通りである。

感染症登校許可証明書（信濃町地区以外の学生用）

慶應義塾

学籍番号		学部		学年	
氏名					

① インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）に罹患または新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策で休んだ場合

解熱薬を使用しなくても解熱して、登校の目安となる状態に至ってから登校してください（治癒証明の取得は不要です）。登校初日は、まず**太枠内**を記入した**本証明書とインフルエンザの場合は罹患したことを示す書類等（処方説明や薬袋などで可）を保健管理センターに持参してください。登校初日から 2 週間はマスクの着用や手洗いの励行など感染予防に努めてください。**

感染症名	登校の目安	目安の状態に至って	
		いる	いない
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し（発症日から 6 日目）、かつ、解熱した後 2 日を経過（解熱日から 3 日目）		
感冒(COVID-19 対策)	発熱なく 48 時間以上を経過		
待機者（COVID-19 接触・入国者等）	待機期間（14 日間）が終了した		

該当欄に○印を記入してください。

② 下記の感染症（の疑いを含め）に罹患した場合

主治医に以下の二重線枠内をすべて記入してもらってから登校してください。登校初日は、まず本証明書を保健管理センターに持参してください。

上記の者は、下記の疾病について学校感染症ガイドラインに基づき、以下の措置が適当と判断します。

疾病名			
	麻疹（はしか）		咽頭結膜熱
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎
	風疹（三日はしか）		感染性腸炎*（ ）
	水痘（みずぼうそう）		百日咳
	結核		髄膜炎菌性髄膜炎
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)		その他（ ）

（上記疾病の該当欄に○印を記入してください。）

初診 20 年 月 日

登校禁止期間 20 年 月 日～20 年 月 日

登校許可 20 年 月 日から

20 年 月 日 医療機関名 _____

医師名 _____ 印 _____

*感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス等

学事担当	休み始めた日	20 年 月 日	午前・午後
	登校許可日	20 年 月 日	午前・午後
	保健管理センター確認日	20 年 月 日	（体温 ℃）

確認者 _____

法令の定める場合などを除き、本人の許可なく、その情報を第三者へ開示・提供することはありません。なお、医療個人情報、個人情報を取り扱う場合は、慶應義塾医療個人情報保護規程、慶應義塾個人情報保護規程（詳しくは、慶應義塾の個人情報保護のページ、<https://www.keio.ac.jp/ja/privacy-policy/>）をご覧ください、慶應義塾の学術研究の用に供する個人情報保護規程に掲げる事項を遵守し、適正に管理を行います。

202002

図 1 信濃町キャンパス以外の学生用感染症登校許可証明書の改訂版

その下の段は事務使用欄で、欠席届として事務処理する目的も含め、対象者の記憶が適切か判断することが難しい「発症日」よりも「休み始めた日」を記載する運用も従来通りである。

3. 感染症登校許可証明書（英文）

図2に信濃町キャンパス以外の学生用感染症登校許可証明書の英文改訂版を示した。外部医療機関の受付などでの事務運用を考慮して、②の枠内については従来通り日本語訳を併記した。

4. 感染症登校許可証明書（信濃町以外の教職員用）

図3に信濃町キャンパス以外の教職員用感染症登校許可証明書の改訂版を示した。学校感染症が教職員から児童、生徒、学生に蔓延させることは望ましくない事態であるが、教職員の登校禁止は学校保健安全法の対象ではなく、感染症法で定められた疾患を除けば、労働安全衛生法に基づく産業医からの勧告か労働契約法に基づく就業規定によって対応されることになる。本学においても罹患時は休むことを勧告し、登校に際しては保健管理センターで面接を受ける対応にしている。職員については休みの扱いに規定があるため、人事部からの依頼で氏名記載欄の中に希望を選択する項目を設けている。

5. 面接時の対応

学生や教職員が登校許可の手続きを希望して来所した場合、①段に記載がある場合については、保健師が書類の確認と聴き取りを行い、条件を満たし、検温して問題がなければ事務処理欄を記載して発行する。②段に記載がある場合、集団感染の可能性が懸念される場合は、医師が面接して、感染対策に必要な情報を収集しながら事務使用欄を記載するケースが多いが、孤発例や医師不在などで対

応できないときは、保健師が事務使用欄を記入して、後日面接にすることなど、従来通りの対応を想定していた。

しかし、2020年4月7日に首都圏を含めた地域に緊急事態宣言が発出されると、本学もキャンパス閉鎖になり、さらに、再開後もほとんどの授業がオンラインで実施されるようになって、実際の運用は想定されたものとなり異なる展開になった。最も大きく異なった点は、従来、学生にとって出席は登校が前提であり、本証明書は欠席に際して、学校感染症を理由に、学事上で不利な扱いを受けないようにすることが主な役割であったが、オンライン授業になったことで、登校と出席は独立した事項になったことである。学生が念のために休む必要がなくなることは予想したが、COVID-19のPCR検査が陽性で、施設に隔離されていた学生との登校許可面接自体がオンラインになったことはもちろん、登校許可証明書の発行について説明すると、ほとんどの学生が隔離されていて登校はできなかったが、授業にはオンラインで出席していたので、登校許可証明書は必要ないと思うと回答したことには、従来と全く異なる時代の到来を感じさせるものがあった。このような状況であれば、これまで結核に罹患して数か月の入院を余儀なくされた学生は、必修授業の欠席を補うことが難しく、休学を選択する場合が少なくなかったが、その必要もなくなったということで感慨深いものがある。なお、登校許可証明書の発行を希望しなかった場合には、書類は所属キャンパスの保健管理センターで保管し、希望すれば無料で発行できることを説明している。2020年度における証明書の発行は、入国後の待機者が主な対象者になり、COVID-19罹患者のうち数名がクラブなど団体活動に復帰する際に念のため希望した程度であった。2021年度は対面授業が数多く再開される予定であるが、オンラインでも出席できるいわゆるハイブリッド

Permission of Return to Campus(students)

For university students (not including university students who belong to Shinanomachi campus)

Student ID Number : _____ **Name :** _____

① If you took time off because you contracted influenza (excluding avian influenza H5N1) or as a measure against COVID-19,

Please come into the university once your fever has subsided without the use of fever-reducing medicines and you meet the criteria to return to your studies (it is not necessary to obtain a certificate of recovery). On the first day of returning to the university, please first of all bring this certificate with the information inside the thick-lined box filled in, as well as documentation indicating the nature of the illness in the case of influenza (explanations of prescriptions, packaging for medicine, etc., are accepted), with you to the Keio University Health Center. For the two weeks following your first day back at the university, please take all necessary precautions to prevent infection such as wearing a mask and enforcing a strict regimen of hand washing.

Infectious diseases	The criteria for return to school	Meet the criteria?	
		Yes	No
Influenza(excluding Avian Influenza)	5days after the onset of symptoms (on the 6th day of illness) and 2 days after you no longer have a fever without the use of fever-reducing medicines(on the 3rd day after fever has subsided).		
Cold (measures against COVID-19)	48 hours or more have elapsed without the onset of fever		
People self-isolating (an individual who has been in close contact with someone who has tested positive for COVID-19, recently entered Japan, etc.)	The self-isolation period of 14 days has concluded		

(Please circle the appropriate box.)

② If having the suspected or confirmed infectious diseases which are listed below,

Please ask a doctor to fill out the double line-frame box and on the first day of return to school, submit this certificate to the Health Center.

Because of the following infectious disease, the measures described below should be considered for the above student according to the enforcement regulation of the school health law.

(上記の者は、下記の疾病について学校感染症ガイドラインに基づき、以下の措置が適当と判断します。)

Infectious diseases(感染症)			
	Measles (麻疹)		Pharyngoconjunctival fever (咽頭結膜熱)
	Epidemic parotitis(Mumps) (流行性耳下腺炎)		Epidemic keratoconjunctivitis/Acute hemorrhagic conjunctivitis (流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎)
	Rubella (風疹)		Infectious enteritis (感染性腸炎) * ()
	Varicella(chickenpox) (水痘)		Whooping cough(Pertussis)(百日咳)
	Tuberculosis (結核)		Meningococcal meningitis (髄膜炎菌性髄膜炎)
	COVID-19(coronavirus disease)(新型コロナウイルス感染症)		Other infectious diseases (その他) ()

(Please circle the appropriate box.)

Date of the first visit (初診): mm(月)/dd(日)/yyyy(年)

Period of exclusion from campus (登校禁止期間): mm(月)/dd(日)/yyyy(年)~ mm(月)/dd(日)/yyyy(年)

The first day to return to campus (登校許可): mm(月)/dd(日)/yyyy(年)

Name of medical institution (医療機関名): _____

Name of doctor (医師名): _____ stamp (捺印), Issued date (発行日): mm(月)/dd(日)/yyyy(年)

* Infectious gastroenteritis (Viral gastroenteritis) (感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)), Cholera (コレラ), Shigellosis (細菌性赤痢), Enterohemorrhagic *E. coli* infection (腸管出血性大腸菌感染症), Typhoid fever (腸チフス), paratyphoid fever (パラチフス)...

学事担当

Absence with infectious diseases: From mm/ dd/ yyyy, AM or PM

Permission of return to the campus: From mm/ dd/ yyyy, AM or PM

Date verified: mm/ dd/ yyyy, AM or PM (Temp. °C)

Signature of the Health Center's staff _____

Your information is never disclosed or provided to a third party without your prior consent, except when required by Japanese law. Personal medical information and personal information will be treated appropriately and in accordance with the Keio University Rules for Protection of Personal Medical Information (keio gijuku iryo kojinhogokitei), the Keio University Rules to Protect Personal Information (keio gijuku kojinhogokitei) and the Keio University Regulations Concerning the Protection of Personal Information in Academic Research (keio gijuku no gakujitsukenkkyu no yo ni kyosuru kojinhogokitei). Please note that the rules and regulations listed above are only available in Japanese. See Keio University's English privacy policy page for details: <https://www.keio.ac.jp/en/privacy-policy/>

202103

図2 信濃町キャンパス以外の学生用感染症登校許可証明書の英文改訂版

感染症登校許可証明書（信濃町地区以外の教職員用）

慶應義塾

教職員番号		地区		所属	
氏名		職種	教員 職員（有給休暇・有給欠勤）*1		

*1 《職員のみ》感染症罹患により登校できなかった期間について、所属長に提出する前に「有給休暇」・「有給欠勤」のうち、希望する取り扱いを○で囲んでください。（臨時職員は選択不要）ご不明な点等ありましたら人事課に問い合わせをお願いします。

① インフルエンザに罹患（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）または新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策で休んだ場合

解熱薬を使用しなくても解熱して、登校の目安となる状態に至ってから登校してください（治癒証明の取得は不要）。登校初日は、太枠内を記入した本証明書とインフルエンザの場合は罹患したことを示す書類等（処方箋の説明や薬袋などで可）を保健管理センターにご持参ください。目安となる状態以前に出勤する必要がある場合は保健管理センターに電話でご相談ください。登校初日から 2 週間はマスクの着用や手洗いの励行など感染予防に努めてください。

感染症名	登校の目安	目安の状態に至って	
		いる	いない
インフルエンザ	一貫教育校以外に所属 解熱した後 48 時間以上を経過		
感冒(COVID-19 対策)	発熱なく、48 時間以上を経過		
待機者(COVID-19 接触・入国者等)	待機期間（14 日間）が終了した		

該当欄に○印を記入してください。

② 下記の感染症（ の疑いを含め）に罹患した場合

主治医に以下の二重線内をすべて記入してもらってから登校してください。事前に地区の保健管理センターに連絡（本証明書は WEB 面接時または登校初日に提出）してください。

上記の者は、下記の疾病の感染性を考慮し、就業について以下の措置が望ましいと判断します。			
疾病名			
麻疹（はしか）		咽頭結膜熱	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	
風疹（三日はしか）		感染性腸炎*（ ）	
水痘（みずぼうそう）		百日咳	
結核		髄膜炎菌性髄膜炎	
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)		その他（ ）	
（上記疾病の該当欄に○印を記入してください。）			
初診	20	年	月 日
登校禁止期間	20	年	月 日～20 年 月 日
登校許可	20	年	月 日から
20 年 月 日	医療機関名		
	医師名		
	印		

*感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス等

所属長	人事課長	人事部長	登校できなかった初日	20	年	月	日	午前・午後
			登校許可日	20	年	月	日	午前・午後
			保健管理センター確認日	20	年	月	日	（体温 ℃）

確認者

法令の定める場合などを除き、本人の許可なく、その情報を第三者へ開示・提供することはありません。なお、医療個人情報、個人情報を取り扱う場合は、慶應義塾医療個人情報保護規程、慶應義塾個人情報保護規程(詳しくは、慶應義塾の個人情報保護のページ、<https://www.keio.ac.jp/ja/privacy-policy/>をご覧ください)、慶應義塾の学術研究の用に供する個人情報保護規程に掲げる事項を遵守し、適正に管理を行います。

202006

図 3 信濃町キャンパス以外の教職員用感染症登校許可証明書の改訂版

型の授業が想定されているので、同様の状況は今後も続くものと思われる。

教職員についてもオンライン授業や在宅勤務が開始され、出勤と就業が実質的には分離したため、証明書の名称を従来の「就業許可」から「出勤許可」に変更することを検討したが、人事的な扱いとして在宅勤務も出勤に含まれるという方針になったので、「登校許可」に統一することにした。教員の場合はキャンパスへの立ち入りを許可する証明書という意味になるが、職員の場合は休みの扱いに関する規定があるため、在宅勤務であっても就業再開日を登校許可日として発行する必要がある。

結語

COVID-19対策に用いやすいように学校感染症登校許可証明書の改訂を行い、運用について解説した。各種書類は当センターホームページでも確認できるので、教育機関における感染対策の参考になれば幸いである。

文献

- 1) 日本学校保健会. 学校において予防すべき感染症の解説.
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html (cited 2021-02-10).
- 2) 厚生労働省. 事務連絡（平成21年10月16日）新型コロナウイルスによる外来患者の急速な増加に対する医療体制の確保について. 2009
- 3) 文部科学省. 事務連絡（平成21年10月29日）新型コロナウイルスに関する対応について（第16報）. 2009
- 4) 森正明, 西村知泰, 田中由紀子. 学校感染症登校・就業許可証明書のマニュアルー信濃町地区を除く学生・教職員用一. 慶應保健研究 2016; 34: 069-073.
- 5) 慶應義塾新型コロナウイルス感染症対策本部. 新型コロナウイルス感染症について（本学の対応まとめ）.
<https://www.keio.ac.jp/ja/news/2020/2/5/27-67413/> (cited 2021-02-10).
- 6) 慶應義塾大学保健管理センター. 感染症について.
<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/index.html> (cited 2021-02-10).